

令和4年6月吉日

保護者の皆様へ

比叡山高等学校  
事 務 所  
(公印省略)

## 滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の申請について (家計急変世帯用)

拝啓 梅雨の候 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本校の教育活動に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、誠に有り難うございます。

滋賀県より、「滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金(家計急変)」(以下、給付金)の給付のご案内が参りました。つきましては、下記の支給要件に全て該当する場合、申請書と併せて必要書類を添付のうえ、本校事務所までご提出くださいますようお願い致します。

記

### ☆概要

この給付金は、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して、返還が不要な給付制度です。家計が急変し、保護者等の収入が激減した世帯を対象にした給付が新たに設けられました。(通常分につきましては、改めてご案内いたします)

### ☆支給要件

申請日において、以下の◎印全てに該当すること。

- ◎保護者等が滋賀県内に住所を有すること。
- ◎対象生徒が、高等学校等就学支援金の受給対象者であること。
- ◎生活保護法の規定による生業扶助が行われている場合は給付の対象にはなりません。
- ◎家計急変により、「保護者等の全員が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯。

① 所得割合算額の見込が非課税の世帯の例（給与収入の場合）

同一生計配偶者および扶養親族の人数	なし（本人のみ）	1人	2人	3人
給与収入見込	1,000,000 円以下	1,703,999 円以下	2,215,999 円以下	2,715,999 円以下
総所得金額見込	450,000 円以下	1,120,000 円以下	1,470,000 円以下	1,820,000 円以下

（収入基準） 1年間の年収見込額を推計し、上記の表により判断する。

② ひとり親・寡婦の場合の所得割見込が非課税の世帯の例

	総所得金額見込	給与収入見込
ひとり親・寡婦	1,350,000 円以下	2,043,999 円以下

※①の見込額が②を上回る場合は①の見込額により判断いたします。

## ☆支給金額

- 給付額は世帯状況により変わります。
- 下記表の金額は、7月1日までにご申請された場合の金額となります。
- 7月2日以降の申請の場合は、申請があった日の翌月以降の月数に応じて算定します。

例) 第1子で9月申請の場合

年額134,600円×6ヶ月（10月～翌年3月）/12ヶ月＝67,300円

世帯区分	全日制
非課税世帯に相当する場合	第1子 134,600 円
	第2子以降 152,000 円

## ☆申請方法

- 申請書類にご記入いただき、各種証明書等をご準備のうえ、本校事務所までご提出ください。
- 申請手続きは、本校で取りまとめた上で、滋賀県へ申請いたします。
- 申請時期は、家計が急変後、随時お受け付け致します（翌年2月末頃まで）

## ☆申請必要書類

本校 HP より下記の書類をダウンロードするか、本校事務所にてお渡しさせていただきます。  
その際、別紙「☆提出書類確認シート」にチェックをして、不備がないようご準備ください。

◎申請書（家計急変）（別記様式第1号）

①家計急変の発生事由を証明する書類：離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、  
破産手続開始通知書、廃業等届出など  
上記書類がない場合は、家計急変の理由書

②家計急変前の所得確認書類等：保護者等全員の令和4年度の課税証明書

③家計急変後の所得確認書類等：会社作成の給与見込、直近の給与明細書  
税理士または公認会計士が作成した証明書書類等

④住民票（写し可能）：対象生徒及び保護者等の全員が記載されたもの

⑤健康保険証（写し可能）：扶養親族分の健康保険証等の写し

⑥扶養申立書（様式第3号）：該当の方のみ

⑦在学証明書（様式第4号）：該当の方のみ

## ☆注意事項

○この給付金は、家計急変により保護者等の収入が激減した世帯を対象としております。

○令和4年度において住民税所得割額が非課税である世帯は、通常申請分（今年度も7～8月頃に案内予定）として対応いたします。

○給付金の支給に関して、滋賀県より受給認定がされましたら、本校が保護者様に代わって代理受領し、改めてご送金させていただきます。支給時期は、滋賀県からの決定が参りしだい早急に校納金引落口座にご送金させていただきます。

●滋賀県以外にお住まいの方で、上記支給要件に該当される世帯につきましては、各都道府県におきまして同様の給付金制度がございます。恐れ入りますが、以下の URL のリンクから各都道府県の HP をご参照いただき、各ご家庭で申請等のご対応をお願い致します。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

○「口座振込書（様式第5）と通帳の写し」に関して、給付金は本校で代理受給のため、ご提出は不要です。

※その他、ご不明な点がございましたら、本校事務所（草野）までお問い合わせ下さいますようお願い致します。